課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異な る場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計 画承認 申請の 要否		状況報告 績報告 報告期限
農地整備課	1 土地改良換地等強化事業	熊本県土地改良事業団体連合会が実施する次の事業に必要な経費 1 受益農地管理強化対策 2 研修・人材育成(換地等技術向上研修)	日から3月 31日まで		当該各号の事 業に要する経 費の 100 分の 100 以内	の変更 2 事業細目ごとの補 助金額の30%を超え る流用	無	要	[遂行状況報告] 12月31日 〔実績報告〕 事業完了時	[遂行状況報告] 1月31日 [実績報告] 事業完了の日 から20日以内
	2 農業経営高度化支援事業(農業生産基盤整備事業)	農地の基盤整備のため、市町村、土地改良区 等が行う次の事業を実施するために必要な経費 (1)高度土地利用調整事業 調査・調整事業 (2)農業経営高度化促進事業		市町村、土地改良区等	(1般10以中等10以機地100.5 )地の内山 の内構整 0.5 )地の内山 の内構整 0.5 )地の内山 0 内構整 0.5 )地の内山 0 5 山「村島島の域畑す域分 間 分 関備 分以 域分 間 分以 間過振振振定 5及地る域分 間 分以 間過振振振定 5及地る 10 域 55 農 の 地 の 地 の 域」」」」山指急で業	1 経商業に区域の主義を表するという。	無	否	(実績報告) 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日 から20日以内

課名	事 業 名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業 主体が異なる場合 はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計 画承認 申請の 要否		状況報告 績報告 報告期限
農地整備課	3 団体営農地等災害復旧事業費	1 市町村、土地改良区が農林水産業施設災害 復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律 及び公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法 に基づいて実施する次の事業に必要な経費 (1) 農地災害復旧事業 (2) 農業用施設災害復旧事業 (3) 海岸保全施設等災害復旧事業	日又は交付	市町村、土地改良区	当該各号の事業に要する経費 1 補助率 (1)基本本制助率 農地 100 分の 50 施設 100 分の 65 (2)基本補助率産業費 [1] 要求 (2) 基本 (2) 基本 (3) 要求 (4) の 高上げ (5) 激甚のの関連を表して、 (5) 激甚のの関連を表して、 (6) 激甚のの関連を表して、 (7) 激甚のの関連を表して、 (8) 激甚のの関連を表して、 (9) の 高上げ (19) 要求 (19) の 高上げ (19) 要求 (19) の 高上げ (19) の 高上が (19) の 同様 (19) の 同	1 工事費の増減が300 万を超え、かつ、変更 前の額の30%(その額 が1,000万円を超える 場合は1,000万円を超 える変更 2 主要な工事の形状、 寸法、材質又は位置の 変更 3 工種の変更 4 農地の面積の変更	無	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日 から 1 か月以 内 概算払いを受 けた場合は 4 月 30 日
		2 市町村、土地改良区が農地農業用施設、海 岸及び地すべり防止施設災害復旧事業査定設 計委託費等補助金交付要綱に基づいて実施す る次の事業に必要な査定設計委託の経費 (1)農地災害復旧事業 (2)農業用施設災害復旧事業 (3)海岸保全施設等災害復旧事業	交付決定の 日又は前の 分子を を 事 で の 日 31 日 で て る り り り り り り り り り り り り り り り り り り	市町村、土地改良区	100分の50以内		無	否	[遂行状況報告] 12月31日 〔実績報告〕 事業完了時	[遂行状況報告] 1月15日 「実績報告] 事業完了の日から1か月以内 概算払いを受けた場合は 4月30日
		3 市町村、土地改良区が農地農業用施設災害 復旧事業査定要領(昭和40年9月10日付け 40農地D第1129号農林水産省農村振興局長 通知)に基づき実施する農地等災害復旧事業 として採択された箇所に関連の施設を施工す ることによって再度災害を防止するために必 要な経費 (1)農業用施設災害関連事業	日又は交付 決定前着手 承認の日か	市町村、土地改良区	1 基本補助率 100分の50 2 激甚法による嵩上 げ 激甚災害に対処す るための特別の財政 援助等に関する法律 に基づき算定された 補助率。	1 工事費の増減が300 万を超え、かつ、変 更前の額の30%(そ の額が1,000万円を 超える場合は1,000 万円を超える変更 2 主要な工事の形 状、寸法、材質又は 位置の変更	無	否	[遂行状況報告] 12月31日 〔実績報告〕 事業完了時	[遂行状況報告] 1月15日 〔実績報告〕 事業完了の日から1か月以内 概算払いを受けた場合は 4月30日

業遂行状況報告 及び実績報告		事業計画承認	交付決定前着手承認の	計画変更申請要件	補助率 又は	補助事業者等 (補助事業者と事業主	補助対象	補助対象経費	事業名	課名
点報告期限	報告時点	申請の 要否	適用除外の 有無		補助金額	体が異なる場合はそ れぞれ表示)	期間			
设告] [遂行状況報告]	[遂行状況報告]	否	無	1 工事費の 30%を超	定額助成	市町村	交付決定の	1 市町村、土地改良区が農業水路等長寿命化・	4 県管理土地改良	農
1月31日	12月31日			える経費の額の増減	100 分の 100		日から3月	防災減災事業実施要綱(平成30年3月30日	施設等総合マネジ	地
							31 日まで	付け 29 農振第 2711 号農林水産事務次官通	メント事業(農業	整
告〕〔実績報告〕	[実績報告]			2 事業量の増減				知) に基づき実施する次の事業に必要な経費	用ため池管理保全	備
時 事業完了の日	事業完了時								事業 (補助))	課
から 1 ヶ月を				農業水路等長寿命				(1) ため池の保全・避難対策事業		
経過した日又				化・防災減災事業実						
は3月31日の				施要綱(平成31年3						
いずれか早い				月 29 日付け 30 農振						
日				第 3278 号)						

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体 が異なる場合はそれぞ	補助率 又は	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の	事業計 画承認 申請の		「状況報告 €績報告
			,,,,,,	れ表示)	補助金額		有無	要否	報告時点	報告期限
農地整備課	5 団体営農業農村整備事業費	1 集落基盤整備型 農山漁村地域整備交付金実施要綱(平成22年 4月1日付け21農振第2453号)に基づいて実 施する事業に必要な経費	日又は交付		定率助成 一般地域 100分の64以内 中山間地域等 100分の69以内 ※中山間地域等 議場與山村、 議場大大 場話、 場所では、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	1 事業主体の変更 2 交付対象事業者毎 の補助金額の変更	無	否	〔実績報告〕 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日 から1か月を 経過した日又 は3月31日の いずれか早い 日
		2 農地防災型 (1)農村地域防災減災事業実施要綱(平成25年2月26日付け24農振第2114号)に基づいて実施する以下の事業に必要な経費・ため池整備事業・用排水施設等整備事業・地域防災機能増進事業・水質保全対策事業・防災重点農業用ため池緊急整備事業・防災重点農業用ため池緊急整備事業 (2)農山漁村地域整備交付金実施要綱(平成22年4月1日付け21農振第2453号)に基づいて実施する以下の事業に必要な経費・ため池整備事業・用排水施設等整備事業・港水防除事業・土地改良施設豪雨対策事業・土地改良施設耐震対策事業・水質保全対策事業			定率助成 大規模事業 100分の74以内 小規模域 100分の71以内 中山間分の76以内 中山間分の76以内 ※中山間地域等 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	1 事業主体の変更 2 地区相互の間接補助金の額の流用 3 工種別の事業量の30%を超える増減 4 工種の新設、変更又は廃止				

課名	事 業 名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体 が異なる場合はそれぞ れ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計 画承認 申請の 要否	–	が状況報告 を を を を を を を を を を を を を を を を を を を
農 地 整 備 課	5 団体営農業農村整備事業費	(3)農村地域防災減災事業実施要綱(平成25年2月26日付け24農振第2114号)に基づいて実施する事業に必要な経費・特定農業用管水路等特別対策事業・農業用施設等災害管理対策事業・農村防災施設整備事業・農大師災施設整備事業(平成22年4月1日付け21農振第2453号)に基づいて実施する事業に必要な経費・農村地域環境保全整備事業(特定農業用管水路等特別対策事業)・農村災害対策整備事業 (5)農村地域防災減災事業実施要綱(平成25年2月26日付け24農振第2114号)に基づいて実施する事業に必要な経費・農業用河川工作物等応急対策事業 (6)農山漁村地域整備交付金実施要綱(平成22年4月1日付け21農振第2453号)に基づいて実施する事業に必要な経費・農業用河川工作物等応急対策事業	日又は交付 決定前着手 承認の日か ら事業完了 の日又は 3 月 31 日ま		定率別の 68 以中 100 68 第 100 付 100	1 事業主体の変更 2 地区相互の間接補 助金の額の流用 3 工種別の事業量の 30%を超える増減 4 工種の新設、変更 又は廃止	無	否	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日 から1か月を 経3月31日の いずれか早い 日

課名	事 業 名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主 体が異なる場合はそ れぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計 画承認 申請の 要否		状況報告 續報告 報告期限
農地整備課	5 団体営農業農村整備事業費	(7)農村地域防災減災事業実施要綱(平成25年2月26日付け24農振第2114号)に基づいて実施する事業に必要な経費・農業水利施設危機管理対策事業  (8)農村地域防災減災事業実施要綱(平成25年2月26日付け24農振第2114号)に基づいて実施する以下の事業に必要な経費・ため池緊急防災環境整備事業			定率助域 100 50 以内 100 55 以内 100 分 55 以内 中山 100 分 55 以内 中山 100 分 55 以内 100 分 100 ※ 1 100 以 1	1 事業主体の変更 2 地区相互の間接補 助金の額の流用 3 工種別の事業量の 30%を超える増減 4 工種の新設、変更 又は廃止	無	否	(実績報告) 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日 から1か月を 経過した日又 は3月31日の いずれか早い 日

課名	事 業 名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体 が異なる場合はそれぞ れ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計 画承認 申請の 要否		7状況報告 経績報告 報告期限
農地整備課	5 団体営農業農村整備事業費	3 農業基盤整備促進事業実施要綱 (平成25年2月26日付け24農振第2089号)に基づいて実施する事業に必要な経費 (2)農山漁村地域整備交付金実施要綱 (平成22年4月1日付け21農振第2453号)に基づいて実施する事業に必要な経費  4 農地耕作条件改善事業実施要綱 (平成27年4月9日付け26農振第2069号)に基づいて実施する事業に必要な経費	日又は交付 決定前着手 承認の日か ら事業完了 の日又は 3		定 一 100 64 以内 100 69 以 100 69 以 100 69 以 100 が	助金の額の流用 3 工種別の事業量の 30%を超える増減 4 工種の新設、変更 又は廃止  1 交付対象事業者の 名称の変更 2 計画相互間の経費	無	否	(実績報告) 事業完了時	〔実績報告〕 事業完か日 か月を 経3月31日 は3月31日 のい日

課名	事 業 名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体 が異なる場合はそれぞ れ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計 画承認 申請の 要否		状況報告 績報告 報告期限
農 地 整 備 課	5 団体営農業農村整備事業費	5 農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱 (平成30年3月30日付け29農振第2711号)第2の1の長寿命化対策に基づいて実施する事業に必要な経費 (2)農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱(平成30年3月30日付け29農振第2711号)第2の2の防災減災対策に基づいて実施する事業に必要な経費	日又は交付 決定前着手	市町村、土地改良区等	定 100 64等以	1 事業主体の変更 2 交付対象事業者毎 の補助金額の変更	無	否	[実績報告] 事業完了時	「実績報告〕 事業完了の日 から1か月を 経3月31日の いずれか早い 日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体 が異なる場合はそれぞ れ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計 画承認 申請の 要否		が (表現 ) (表知
農地整備課	5 団体営農業農村整備事業費	6 水利施設等保全高度化型 水利施設等保全高度化事業実施要綱(平成30 年3月30日付け29農振第2702号)に基づいて実施する事業に必要な経費 7 農業水利施設保全合理化型 農山漁村地域整備交付金実施要綱(平成22年4月1日付け21農振第2453号)に基づいて実施する事業に必要な経費	日又は交付	市町村、土地改良区等	定 一 100 64 以内 100 69 以内 100 69 以内 100 分 69 以内 中山 加	<ol> <li>事業主体の変更</li> <li>地区相互の間接補助金の額の流用</li> <li>工種別の事業量の30%を超える増減</li> <li>工種の新設、変更又は廃止</li> </ol> 1 事業主体の変更 2 交付対象事業者毎の補助金額の変更	無	否	<ul><li>(実績報告)</li><li>事業完了時</li></ul>	〔実績報告〕 事業完了の日 から1か月を 経過した日又 は3月31日の いずれか早い 日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象 期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体 が異なる場合はそれぞ	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の	事業計 画承認 申請の	及び実	
				れ表示)	<b>州</b> 切		有無	要否	報告時点	報告期限
農	5 団体営農業農村	8 道整備型	交付決定の	市町村	定率助成	1 補助事業等に要す	無	否	〔実績報告〕	〔実績報告〕
地	整備事業費	地方創生道整備推進交付金交付要綱(平成28	日又は交付		100 分の 64 以内	る経費の配分の変更			事業完了時	事業完了の日
整		年4月20日付け28農振第150号) に基づいて	決定前着手			2 補助事業等の内容				から1か月を
備		実施する事業に必要な経費	承認の目か			の変更				経過した日又
課			ら事業完了							は3月31日の
			の日又は3							いずれか早い
			月 31 日ま							日
			で							
L										

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体 が異なる場合はそれぞ れ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計 画承認 申請の 要否		状況報告 績報告 報告期限
農地整備課	5 団体営農業農村整備事業費	9 土地改良施設 P C B 廃棄物処理促進対策型 土地改良施設 P C B 廃棄物処理促進対策事業 実施要綱(平成22年4月1日付け21農振第 2326号)に基づいて実施する事業に必要な経費 中山間地域所得向上支援対策実施要綱(平成 28年10月11日付け28農振第1336号)に基づ いて実施する以下の事業に必要な経費 ・高生産性農業用機械施設	日又は交付 決定前着手	市町村、土地改良区等	定率助成 100分の50以内 定率助成 100分の45以内	1 補助事業等に要する経費の配分の変更 2 補助事業を中止し、の変更 3 補助事業を中止し、 又は廃止しようとする場合  1 事業の新設、中止又は廃止 3 事業と附帯事間の軽ようとが増減		否	[実績報告] 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日 から日と は3月31日の いずれか早い 日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象	補助事業者等 (補助事業者と事業主体	補助率 又は	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の	事業計画承認		f状況報告 [績報告
	7 71 -	111 355 355 tab.	期間	が異なる場合はそれぞ れ表示)	補助金額		適用除外の 有無	申請の 要否	報告時点	報告期限
農地整備課		11 農地整備型 農山漁村地域整備交付金実施要綱(平成22年 4月1日付け21農振第2453号)に基づいて実施 する事業に必要な経費	日又は交付		定率助成 100 分の 64 以内	<ol> <li>事業主体の変更</li> <li>交付対象事業者毎の補助金額の変更</li> </ol>	無	否	〔実績報告〕 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日 から1か月を 経過した日又 は3月31日の いずれか早い 日
		12 農村整備型 農村整備事業実施要綱(令和3年4月1日付け農林水産事務次官依命通知)に基づいて実施する事業に必要な経費			定率助成 100分の64以内	1 事業主体の変更 2 交付対象事業者毎 の補助金額の変更				

課名	事 業 名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体 が異なる場合はそれぞ れ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計 画承認 申請の 要否		状況報告 續報告 報告期限
農 地 整 備 課		1 団体営土地改良施設突発事故復旧・防止事業(補助) 実施要綱(平成30年3月30日付け29農振第 2308号)に基づいて実施する事業に必要な経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合 における当該補助に要する経費	承認の日か	【補助事業者】 市町村 【事業主体】 市町村、土地改良区等	一般100分の77等100分の77等100分の77等100分の77等100分の77等100分の77等100分の77等100分の775。以内中100分の分と20分の分と30分と30分と30分と30分と30分と30分と30分と30分と30分と30	1 事業主体の変更 2 地区相互の間接補助金の額の流用 3 工種別の事業量の30%を超える増減 4 工種の新設、変更又は廃止	有	要	[実績報告] 事業完了時	「実績報告」 事業完了の日 から1か月を 経過した日又 は3月31日の いずれか早い 日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体 が異なる場合はそれぞ れ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計 画承認 申請の 要否		大沢報告 経績報告 報告期限
農	6 土地改良施設突	2 基幹・水利施設復旧事業	交付決定の	【補助事業者】	一般地域	1 事業主体の変更	有	要	〔実績報告〕	〔実績報告〕
地	発事故復旧事業	3 地域水利施設復旧事業	日又は交付	市町村	100 分の 64 以内 中山間地域等	2 交付対象事業者毎			事業完了時	事業完了の日
整		農山漁村地域整備交付金実施要綱(平成22年	決定前着手	【事業主体】	100 分の 69 以内	の補助金額の変更				から1か月を
備		4月1日付け21農振第2453号)に基づいて実施	承認の日か	市町村、土地改良区等	\\ \tag{\chi}					経過した日又
課		する事業に必要な経費、もしくは、当該経費に	ら事業完了		※基幹水利施設保全型においては一律					は3月31日の
		対して補助する場合における当該補助に要する	の日又は3		100 分の 64 以内					いずれか早い
		経費	月 31 日ま							日
			で		【事業主体への間接 補助の場合】					
					補助事業者 : 10 分の 10 以内					
					ただし、事業主体に 係る補助対象経費の うち、一般地域にお いては100分の64以 内、中山間地域等に おいては100分の69 以内を限度とする。 (※基幹水利施設保 全型においては一律 100分の64以内)					
					※中山間地域等 離島、振興山村、半 島振興対策実施地域、過疎地域、過球地域、過 農山村地域又は急傾 斜地帯をいう					

課名	事業名	補助対象経費	補助対象	補助事業者等 (補助事業者と事業主体	補助率 又は	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の	事業計画承認		f状況報告 E績報告
WK H	7 // 1		期間	が異なる場合はそれぞ れ表示)	補助金額		適用除外の 有無	申請の 要否	報告時点	報告期限
農 地 整 備 課	6 土地改良施設突 発事故復旧事業	4 単県突発事故復旧事業 市町村・土地改良区等が管理する土地改良 施設の突発事故未然防止・施設の長寿命化を目 的とした調査及び点検に要する経費		【補助事業者】 市町村 【事業主体】		1 補助金額の変更 2 事業内容の変更	適用除外の 有 有	申請の要要	報告時点 〔実績報告〕 事業完了時	報告期限 [実績報告] 事業完了の日 から1か月を 経過した日又 は3月31日の いずれか早い 日

課名	事 業 名	補助対象経費	補助対象 期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主 体が異なる場合はそ	補助率 又は	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の	事業計 画承認 申請の	及び実	状況報告 績報告
				れぞれ表示)	補助金額		有無	要否	報告時点	報告期限
農	7 土地改良施設維	1 土地改良施設管理指導事業	交付決定の	熊本県土地改良事業団	100 分の 100 以内	事業内容の変更	無	要	[遂行状況報告]	[遂行状況報告]
地	持管理強化事業	熊本県土地改良事業団体連合会が土地改良区		体連合会					12月31日	1月31日
整		機能強化支援事業実施要綱(令和7年4月1日								
備		付け6農振第2936号農林水産事務次官依命							〔実績報告〕	〔実績報告〕
課		通知)に基づいて行う施設・財務管理強化対策							事業完了時	事業完了の日
		に要する経費	で							から1か月を
		1 管理運営体制強化委員会の設置運営								経過した日又
		2 土地改良施設の診断・管理指導								は3月31日の
										いずれか早い
										日
		2 基幹水利施設保全管理技術向上研修	交付決定の	熊本県土地改良事業団	100 分の 80 以内	事業内容の変更	無	要	[遂行状況報告]	[遂行状況報告]
		熊本県土地改良事業団体連合会が土地改良区	日又は交付	体連合会					12月31日	1月31日
		機能強化支援事業実施要綱(令和7年4月1日	決定前着手						[実績報告]	〔実績報告〕
		付け6農振第2936号農林水産事務次官依命	承認日から						事業完了時	事業完了の日
		通知) に基づいて行う基幹水利施設の管理者に	3月31日							から1か月を
		対し、技術の習得をさせるための現地指導等に	まで							経過した日又
		要する経費								は3月31日の
										いずれか早い
										日
		3 土地改良施設維持管理適正化事業	交付決定の	【補助事業者】	100 分の 30 以内	事業内容の変更	無	要	[遂行状況報告]	[遂行状況報告]
		土地改良区等が土地改良施設維持管理適正化	日又は交付	熊本県土地改良事業団					12月31日	1月31日
		事業実施要綱(昭和52年4月20日付け52	決定前着手	体連合会					〔実績報告〕	〔実績報告〕
		構改B第600号農林事務次官通達)に基づい	承認日から	【事業主体】					事業完了時	事業完了の日
		て行う土地改良施設の定期的な整備補修の事業	3月31日ま	土地改良区等						から1か月を
		に対する土地改良施設維持管理適正化資金の拠	で							経過した日又
		出金に要する経費								は3月31日の
										いずれか早い
										日

課名	事 業 名	補助対象経費	補助対象 期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主 体が異なる場合はそ れぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計 画承認 申請の 要否		方状況報告 毛績報告 報告期限
農地整備課	8 農業経営高度化 支援事業(県営中 山間地域総合整備 事業)	農地の基盤整備のため、市町村、土地改良区 等が行う次の事業を実施するために必要な経費 (1) 高度土地利用調整事業(中山間型) 調査・調整事業 (2) 農業経営高度化促進事業(中山間型)		市町村、土地改良区等	(1)100分の55以内(2)100分の77.5以内	1 経費の配分 高度土地利用調整高 東進工地利用調整高度上地資事業化促事業地区 多費の額の容の変更 音度及び事業地区間の容の変更 事業上の一個型型 事業上のでの変更 事業とび農業における対象事業地区の 設、変更又は廃止	無	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日 から20日以内
	9 中山間地域基盤整備加速化事業	中山間地域における担い手への農地集積を目的に、新たな担い手の確保、農地中間管理機構への農用地の貸し出し等に応じ、基盤整備にかかる農家負担軽減のための経費 (1) 中山間地域農地集積促進事業計画に基づき農地集積等を行う地域において基盤整備実施に係る農家負担軽減のための経費 (2) 基盤整備事業採択時点における負担割合とは異なる負担割合の国庫補助事業を活用した場合に増加する農家負担軽減のための経費	日又は交付 決定前着手 承認の日か ら事業完了 の日又は 3 月 31 日ま	市町村	(1)2分の1以内 (2)定額	(1)事業の中止又は廃止 (2)補助金額の変更	無	要	【実績報告】 事業完了時	【実績報告】 事業完了の日 から 1 か月を 経過した日又 は 3 月 31 日の いずれか早い 日
	10 県管理土地改良 施設等総合マネジ メント事業(かん がい用ダム等管理 事業)	県が所有し、管理委託協定に基づき土地改良 区が行う、かんがい用ダム及び頭首工の維持管 理に必要な経費	4月1日か ら3月31日 まで	【補助事業者】 市町村 【事業主体】 土地改良区	100 分の 30 以内	補助対象経費の変更	有 (第9条第 2項第3号 該当)	否	〔実績報告〕 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日 から1か月を 経過した日又 は3月31日の いずれか早い 日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主 体が異なる場合はそ れぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計 画承認 申請の 要否	事業遂行 及び実 報告時点	
農地整備課	施設等総合マネジメント事業(農業用ため池管理保全事業)			熊本県ため池協議会	100分の50以内	補助金額の変更	無	要	[実績報告] 事業完了時	〔実績報告〕 事から 1 か月 日 を 2 は 3 月 31 日 り り り り り り り り り り り り り り り り り り り

課名	事 業 名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業 主体が異なる場合 はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行 及び実 報告時点	状況報告 績報告 報告期限
農地整備課	維持管理事業費	水利施設管理強化事業 市町村が水利施設管理強化事業実施要綱 (令和3年3月29日付け2農振第3534 号)に基づき実施する次の事業に必要な経費 に対して補助する場合における当該補助に要 する経費 (1)一般型 (2)包括的民間委託推進型	日又は交付 決定前着手 承認の日か ら3月31日	【事業主体】	(1)100分の51以内 (2)定額助成 100分の100	(1)管理強化計画 の内容に変更があった場合 (2)委託推進計画 の内容に変更があった場合	無	否	〔実績報告〕 事業完了時	[遂行状況報告] 1月31日 [実績報告] 事業完了の日から1か月を経過 した日又は3月 31日のいずれか 早い日
	13 農業水利施設電気料金高騰対策事業	土地改良区が管理する農業水利施設の電気料金高騰分の5割を補助する場合における当該補助に要する経費 ただし、農業水利施設省エネルギー化推進事業の補助を受ける農業水利施設は対象外とする	1 日から令 和 6 年 9 月 30 日まで、 令和7年6月	市町村 【事業主体】 土地改良区	定額	補助金額の変更	有 (第9条第 2項第2号 該当)	否	無 (第19条第2号 該当)	

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主 体が異なる場合はそ れぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計 画承認 申請の 要否	事業遂行 及び実 報告時点	
農地整備課	14 農業水利施設省 エネルギー化推進 事業	1 省エネルギー化及びコスト削減に取組む市町村が管理する農業水利施設の電気料金・諸油脂費の高騰分の7割  2 省エネルギー化及びコスト削減に取組む土地改良区等が管理する下記に該当する施設の電気料金及び諸油脂費の高騰分の7割を補助する場合における当該補助に要する経費  (1) 基幹水利施設管理事業又は水利施設管理強化事業の対象施設  (2) 維持管理に占める電気料金及び諸油脂費の割合が25%以上施設管理者管理する施設ただし、農業水利施設電気料金高騰対策事業の補助を受ける農業水利施設は対象外とする	月1日から 令和7年9 月30日ま	市町村	定額	省エネルギー化推進計画の変更	有 (第9条第 2項第2号 該当)	要	無 (第 19 条第 2 号該当)	
	15 水利施設管理強化事業	市町村が水利施設管理強化事業実施要綱(令和3年3月29日付け2農振第3534号)に基づき実施する次の事業に必要な経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費(1)特別型(渇水・高温対策)		市町村	100分の50以内	渇水・高温対策計画の 変更	有 (第9条第 2項第2号 該当)	要		〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過 した日又は3月 31日のいずれ か早い日